

2011年（平成22年）8月8日

平成22年（ネ）第 号 ボランティア基金返還請求等控訴事件
大阪高等裁判所 第11民事部口係 御中

意見陳述書

控訴人 印
住所

1 広島県で起きた犬のテーマパーク「広島ドッグパーク」崩壊レスキュー騒動から今年9月で早や5年が経とうとしています。

提訴、一審判決、控訴を経て4年余り。高等裁判所におかれましては、職権和解において、控訴人らの心情を良く汲み取っていただいたご提案に心より感謝しております。

残念ながら不成立となり最終弁論を迎えるにあたり意見を申し上げたいと思います。

2 なぜ私達が本件訴訟を提起したか再度ご理解いただきたいと思います。私達はいずれも動物が大好きです。それぞれの飼育する動物に触れては心を癒され、元気もらい、様々な恵沢を得ています。

そんな動物達が近年の過剰なペットブームの影で虐待、遺棄、保健所での殺処分といった不幸な環境にある現実を、普及しているインターネットで知られるようになり、常に心の痛みとして持ち、自分達にできることを模索するボランティア精神がようやく日本にも生まれつつあります。これは大切に将来の世代に引き継いでいかなければなりません。現在では東日本大震災という未曾有の災害をうけ、人やペットのみならず産業動物にも救済が求められています。

3 その救済の先駆性を持つボランティア団体の不透明性は私達にとっては絶対に黙過できないことであります。

支援の精神の基盤である信頼が確保されなければ、ボランティア精神の将来も脅かされることとなります。

本件訴訟は動物救済の名の下に集めた多額の寄付金等が本来の目的に使用されたかについて、曖昧でずさんな報告、使途不明のまま許されているのか、を問うものです。

本件訴訟の判決は、今後の遍くボランティア団体のありかたに重大な意義を有すると考えます。

慈善の心情と行為が何ら不安も無くおこなわれる社会が訪れますよう、法を司る裁判所が道理にかなった判決を示してくださるよう切望します。